

松浦記集成附錄

卷之三

國 費
文書作
第

48586
0791
15縣
16=7

5219
2

045

松浦記集成附錄卷之三

目錄

- 鏡大明神一三宮
同 諸訪大明神
田島大明神
佐用姫神社
唐津大明神
聖母大明神
加木嶽權現
八幡宮
葛原權現

別記

島村城中
吉峰城中
同 同 同 同 同 同 同 同

七項目...顯ヒマス...顯ヒマス
一、圖書中ノ紙ヲ丁寧ニ取扱フ
二、墨汁等ニテ汚サレタ書類
三、筆等ニテ汚サレタ書類
四、圖書ヲ片手ニ持ツテ翻マヌ様
五、又貸セヌ様



寺院 桂浦臺記在
 好信院西坊
 好度院觀音寺
 大昌院天中坊
 圓翁寺
 圓通寺
 瑞巖寺
 永久寺

鎮西八郎為朝塔

別記 唐房村

天滿宮
 八大龍王三郎天神
 物河權現久田權現
 八幡宮
 天滿宮
 天山宮
 田島大明神鳥居額
 玉葛内侍
 鼓の瀧
 鳴瀧
 鏡瀧
 玉島川

別記
 別記
 別記
 同
 鏡村
 神田村
 山田村
 千賀村

稗田村

大松村

神田村

松源寺

持南寺

淨正寺

顧咸寺

得昌寺

迎久寺

建福寺

金臺寺

醫王寺

甘木山

甘木寺

長迎齋
東迎齋

以上十九寺知行寺也

歲松寺

以上三寺合力寺也

諸寺五十四寺
山伏三十二軒
社人二十五軒

波多家徒書

松浦記附錄
松浦古事記

○鏡大明神一之宮

當社者神功皇后御鏡を納め給ひ一宮殿あり皇后の御父
の息長宿禰と称し奉る其始ハ息長足姫と申奉り一姫宮
よてウミノセ玉小開化皇帝の御曾孫仲哀帝の御后ふと
八幡大神の御母后也筑前國香椎宮に鎮坐在レ庚辰九年
二月六日に仲哀天皇香椎にて崩レ玉ひ一より武内宿禰
ヒ議談オ一（テ皇后則長門國豊浦の宮にれクリ祭リ奉
リ玉いぬ同三月八日皇后大臣武内宿禰と新羅國を討隨
一玉へ人事を計レセ玉ひ筑後國山門縣より肥前國玉島
に行かせ玉ふと日本記に出ミリ抑神功皇后ハ夫君の神

の教によじて早く崩^ハさせ玉^ヒ一事を深く歎^ハせ給^ヒ
今ハ唯神の教に隨^ハて賊の國を求めんと思召^ハ群臣百
寮に命^ハて罪をも^ハい過^ハを改め之更^ハ齋官を小山田村
に造^ハせ^ハる是香椎村に隣^ハれ取山田の里に往古より
神功皇后を祭^ムる跡とて残^ムり其構^ハ廣大にて今尚
小社在^ハ其社内に阿波^ハさりむきの姫の命健布津神事
代主命表筒男中筒男底筒男の六神をも祭^ムり九月九日
と十一月六日祭礼にて其外三月朔日より七日まで祠官
等官籠^ハて天下泰平興賊降伏の御祈禱を申奉る其邊を
聖母屋舗^ハ云是則齋宮の故跡なり九月九日の祭日^ハ肥
前國松浦にて御鏡を納玉^ヒ天神地祇に祈禱を^ハ玉^ヒ
日也今其所鏡大明神の靈地也此時天神地祇奇瑞を顯^ハ

一玉^ヒ異國降伏の志^ヲを得^シせ玉^ヒふにより末世の今
迄^モ九月九日の祭礼忘ることなし其後筑前國山田村に
此祭礼を移セリ又三月朔日より同七日迄山田村に祠官
官籠^ハける神功皇后右の七八日吉日を撰^イ玉^ヒ齋宮
に以^ハモ土と^ハせ玉^ヒ御自ら祭主と成玉^ヒ武内宿禰に命
一^テ琴を彈^セせ^ハ免中臣の鳥賊津の使を召^ハて番神と
玉^ヒ人^ハあり^ト斯^ル所^ノ神^ヲ乞^ハ同年三月廿日脣增岐野に至
リ羽白熊、鷺^ヲ討^セ玉^ヒ同廿五日山門縣に移りカ^ハて玉
蜘蛛田油津媛^ヲ罪^ハ玉^ヒ此山門縣より肥前國松浦^ノ縣
に至り玉^ヒふ^ト諸記に出^ヒ今も筑後より直に松浦へ行
く道^{アリ}筑前國田島七隈^ノ北を通りて姪^ノ濱^ノ南に山
戸村の北を過^ハて生松原に出^ヒ太閤秀吉公も此道皇后

の吉例に任せて柏屋郡の内を通り玉ひー也其時の茶店
の跡とて茶屋山と云所有り此道通り玉ひ又生の社と逆
松の間に茶屋の跡とて今も残きり是皆皇后の御跡を尋
玉ひー道筋也此所より皇后同四月三日に肥前國松浦郡
玉島川に来リ玉ひこがみの釣を御自ら曲十させられ裳
の糸をぬきて釣糸とし進食の飯粒を餌として此川に投
ト三韓征伐の吉兆を試ミ玉ひ細鱗魚を得玉小により
て此川の鮎金色にて唇餘所の鮎に異なり日本第一鮎
の名産とあれ此川水清潔なれば垢離し玉ひて天に向
ハセシテ三韓征伐の祈願ラ籠玉小其時此峯に宝を上ケ
玉ひ天拝ト玉小に宝瓊より光を放ち西の方一輝トヨリ
此所を瓊島と名付玉ふ其流を裾を玉島の小川とい一
ク

今神功皇后の宮殿の所にて進食ト玉小爰にたゞて神功
皇后みづかト針を曲げさせられ川中の石の上に上トせ
コレ釣糸を放玉ひて細鱗魚を得玉ひめつとのと宣小
故に其所を爰はの里と名付く後に誤て松浦の郡と以
ヘリ一郡の叢る所の元也此玉島の里は怡土郡と松浦郡
との境より半里許リ南也玉島川其前に流モリ一筋ト平
原村より出るヘ小川也又七山より流リ一筋ト川水小
ヒトノ渕上村に落て兩川一筋にありて海へ入り小川の
邊りに玉島社あり神功皇后を祭建於官也川中に釣ト玉
ひー所有也其始ヘ渕成ト洪水中砂石埋れて淺くあり
其所に方三尺ちゆりなる石あり是あん皇后の上トせ
コレ釣ト玉小石と云又里人の説にヘ此川岸に大石有リ

て色紫にて皇后の上り玉い鮎を釣玉小石と云り共に埋
き又土井侯唐津城主たり時御立石と云印札の立一
也右の石を紫臺石とい一山上憶良の歌萬葉集第五卷
に出たり時に皇后此川水清潔あひとて御く」をまほ
させられ天に向て宣トく朕神祇の教を請皇祖の靈を蒙
り滄海を涉りてよりか」西を征せんと思小爰を以て今
髪を水中に濯く若」驗あ」は此髪自」別せてふ」けと
宣ひて河水ニ浸」て濯き玉小に御く」をのけ」左右
に別きぬ其ま」干させ」と御髪を左右に結」けさせ」
れ同四月四日今之鏡山の麓に出させ」れて則假宮を建
させ」る群臣に謂て宣くぞれ軍を祭」衆を動きハ國の
大事ナ」國のために安危成敗必爰に在リ今征伐の事を

以て群臣にさつけんにモレ事あ」ま」罪群臣にあ」ん
是甚い」悔し故に朕婦女ニ」て又不肖ナ」トイ」とも
暫く男貌をかりて強て謀を發し上ハ神祇の靈護を蒙り
下ハ群臣の助功に依て兵を調」波浪を涉り船を發し賊
の國を平」けん事を求む若し事成」ハ群臣共に功有」
人又事成」すん」朕もとり罪あ」」皆是共に謀」
と宣い」に群臣皆申さく皇后天下の為にけめりまし國家
敕令を下し御姿を移」玉い」御鏡を納め玉い天神地祇
に禱り玉山所今の鏡大明神の靈地也暫く此所に候」
諸國に詔命し船を集め兵練を成」玉小に軍備とひうし
皇后宣く是必神の御心あ」んとて則濱辺に立とさせ玉

い潮をむきさせられ天に向ひ禱り玉ふ其跡今唐津大明
神の靈地也此事唐津宮の記に委し皇后整臣より手配を
定め玉ひ賊の國をさへて征せんと道すかゝ悦ひ指さし
玉小所を指村と名付けぬ方今佐志の二字とハナリぬ皇
后ハ住吉天明神の顯玉小島有けれ此島へ渡レセ玉
い皇后自レ斧鉞を持て三軍に令し玉ひ金鼓節ふく簾旗
乱ミあハ兵則調ハ財を貪り欲を食私を懷き内顧セハ
必敵の為に俘囚とふる人と軍神を祭宴を催レ玉ひかニ
シケを流され一一所を玉器崎ヒ申す也則惣軍勢揃一さ
セ玉ひ和珥津ト御船に召され一也和珥津ハ今之湊浦
の濱也此所を往古ヒアヘの日に津ヒ云一由此時諸軍
勢首途の閔ノ聲を揚レに玄海すさまく鳴動セ一によ

り響の灘ヒルイヘリ夫より壹岐の島へ渡り玉ひて新羅
國を程近レと聞一召され此所異賊に勝つもと、宣い
より勝本ヒ号ナリ又御船を進メさせレ對州に着岸在
せレ下縣郡豆醍村の南の出岬に着せレ此所、役官
を建て暫くたハ一はるに御船中ヨリ一て少一御産の御
催一在レせけれり陸に上了せレ產期の延人事をいの
地上に出る事六尺又地中に在る事至テ深一方壹尺三寸
一セ玉小其所の石今ミ對州府中の西の山下に在り此石
先鋒其敵少きとも憐る事あかれ敵多くヒモ屈する事あ
かれ奸暴をハ赦す事あかれ戰勝者は賞せん背き走レん
者ハ罪せんと宣ひて既に一て又神教に宣く和魂ハ皇后

の則玉歟に志かひて守護せん荒魂ハ先鋒とて軍船
を導んヒ虚空に響けるを聞成せり皇后則天神の教を請
て拜礼一玉い依て依納吾彦男垂を以て神主とて祭」
セ一め玉小此神ハ則住吉大明神あり荒魂ハ陽靈和魂ハ
陰靈和ハ玉歟を守護一荒ハ先鋒とて破るの意也此時
皇后應神天皇を胎ませ玉ハ御腹大きに一御鎧の脣合
さり一かハ武内宿禰御鎧の草摺を切て御股腹に當て申
されハリ夫より鎧の股摺は始まり又皇后御手に多羅樹
の真弓墓目の鎧矢を持玉小弓をみこしと云事是より
始まり皇后此島にて三韓征伐の評議ま一せ一所を評
定石と号く此島に三日三夜天拝一玉いてまぐらませ玉
小御夢中に諸神顯きたまひ岩ク先ニ弓を張り玉小ヒ見

玉いけれハ其の夜弦声夥々響きぬ此時諸軍勢其岩をふ
みあて弓をはりぬ三韓の方へ弦音を響かせられ一所を
弓石と号末世の今迄も一天下に变者る時ハ此石欠ると
云傳小此島に香椎住吉諏訪の三神を祭り徃古より年
半ニ夜の通夜今に解」其夜ハ何とやう物騒敷曉に至
リ静りぬ此所に軍神を集て豊の明りをこまふ故に神集
島と号す時に吾瓮の海士人鳥磨と云者をして西の海に
出一て國者りやと見せ一免玉小に晴曇を考へ帰り來り
西に國見へすと訴ふ吾瓮ハ今之湊浦なり又名草の海士
入へ見せ玉小に聳無き日を待て帰り來り西北の方に山
者り帶雲横ハる疑ふくハ國あんと申上一かハ則吉
日を撰て出陣の日を定め玉小とかや此名草ハ今之名護

屋也既に首途の酒宴をあり和魂を請て御船の鎮りて
十月三日賊の國に趣かせ玉小此時先満珠を海に入玉ひ
一かゝれ潮遠く新羅國中に及へり新羅王驚き恐て其罪を
謝せ一かゝれ又乾珠を入れ新羅を赦せ玉小糸日本記に
にハ新羅王の宮庭に満つと見一たり三韓を隨へ帰朝の
時も和珥津より上りせりるに神集島を見渡し玉ひ天
神地祇を拝して士卒に至る迨各勝軍を相賀せよと宣い
により其所を相賀ヒ号けり又佐志にて賊の國を征せ
人と彼の方をさし玉ひ吉兆あれハとて此所へ御鉢を
納め玉小是則佐志八幡大神也夫よりぬきくる衣を干玉
い山を衣干山ヒ号其山を下りせり諸神を祭り玉ひ
一濱辺に出させられ御自ノ御祓志玉ひ所今唐津大明

神の靈地也委く其所々の記に出そり仍而略之

○鏡大明神ニ之宮

當社ハ藤原廣嗣公の神靈を崇祭一奉りし也天平四年辛
年太宰少貳に任一玉い筑紫に下リ玉いぬ此君藤原宇合
の御子にして博識にありせ玉小により諸人は是を猜みま
いセ吉備大臣眩昉僧正等讒言一て今廣嗣九州四國の
軍勢を催一て都に責上るゝ注進頻り成リと奏聞を此
故に大伴古麿をして實否を正さしめ給玉是も元より吉
備眩昉に合歎して有けれハさまくの惡評を奏聞す皇帝
此上へ朝敵退治せナんハ有一かじにて伊勢太神宮に奉
幣使を立諸所に関所を堅させ官軍の用意を整ふさしめ
玉小又波羅門僧正に朝敵退治の調伏を命一玉ふ眩昉僧
正是を承て修行す則天平十二庚申年按察使鎮守府將軍

大野朝臣東人を大將軍として下道真備等筑前國遠珂郡
板櫃川にて一戦一玉いけれとも官軍追て勢重り廣嗣公
敗軍一玉い肥前國松浦郡長野の原にて又烈敷防戦一玉
いけれとも勝利を得玉ハ凡龍馬に鞭を當てひとつの峰
を飛越一山道をつゝハせきと夜屋浦に出玉小官軍御跡
を慕ひ奉き共更に其御行衛を求え爰に廣嗣公の忠臣に
中部多と云者長野の原に蹠苗リ廣嗣公の御鳥帽子を戴
き手痛く戦て深手を負太刀の切先をく已へて討死に其
首咽の内より吹切て空に飛上り赤き鏡と化して官軍を
殺す事夥一其靈日夜に飛行して見る者多く死せり此故
に官軍進む事能ひに軍を引一也廣嗣公倭人の讒言に之
つて一旦朝敵の汚名をとり玉いけられも終に肥前國の

鎮守と尊崇し奉る事暁の雲の顕るゝか如く奈良の僧
正眩昉等勅命を蒙り調伏すと聞一召きて止む事を得
ハニ叛逆の氣起リ玉い父伯父君房崎公諫め玉ふと雖も
早露頭にて天聴に達一けれハ一ト先三韓に至りて討手
を防んと思一召きノに忠臣の申部か靈立みさかりて落
トまひゝせノに依て安々と落延玉い又御持病に御脳
痛ま一すれにトテ此所に仮屋を建て漁夫共介抱一奉り
御脳痛ゆへに物音を禁ノて静に以トヨリ奉りノ也三日
を経て御快成ノセノミ夫ヨリ漁夫共に御暇を給ワリ龍
馬を牽よせ乘給ひ島傳いに渡り玉ハんとて海に乘入玉
ふに龍馬一步を進まず此時龍馬の平首を落リて是を挾
み浮木に跨り海上にうかひ玉い故舍入者者龍馬の歌

を埋み其所に自殺した漁夫共ハ廣嗣公を招き奉りけれど
も風波荒く一て沖へ出玉い程あく茅原か浦に着玉い奴
此浦の者共集りて焼火に引て巻クセリ後年是を焼火の
翁とて末社の一つ也然るに廣嗣公御不例トノテカマセ
給小にすゝみ抱一奉りけれども終に天平九丁丑年十月
十五日薨一玉いぬ其夜其所の者に御告夢在けれハ此所
に金胎両部の地を高つゝ我廟とあゝシニヘ末世承
く守護神と成ルヘト也各夢覺て不思議に思ひ則其所
に葬一奉り御廟ヒセリ斯る所に再び官軍數千騎を引率
一て此所に来り所の者共委一く其趣を演説一けれハ
其陣を引拂ひて都へ登り上表一ぬれハ帝馭慮を安んじ
玉いぬ後此所に一字を建立一て茅原寺ヒ号に其時山大

村を茅原々浦と云一り今の大村田原は入江にて大洲も
着一とかや叔其神靈八寸方田の鏡と現したすひ松浦山
の峯より輝を放ち皇居をなやまめ玉いぬと世に謂へ
り夫ゆ一貴僧高僧に仰せて御祈禱在りれども更に其驗
一ナカニ也爰に又元明天皇の御宇和銅ニ已酉年筑紫
の觀世音寺建立あハ茲助僧正不義頭ハれて此筑紫に配
流せヨミ或時此寺にて茲助說法教化の折柄俄かに空か
き曇り震動雷電一テ高座の上にたがて即座に頭抜け失
くシ是全く讒言をうきて調伏を乞ふる罪天誅ある
一と太宰府ノ下モ專ノ沙汰一けろとかや其頭ハ南都
東大寺の庭に落ミリソノ王城にてハ博士に占ひせ玉小
に正敷詭者の舌頭に依て征伐を差向玉いづれを靈魂怨

敵をあすと委一けれハ則吉備大臣を勅使と一テ九州へ
下一玉小筑前國博多へ着一此所より三拜一步一テ來り
けるに尊靈神龍馬に跨り歴然と顕ハれ給いけれハ吉備
大臣勅宣ありと去けれども火もふろみ玉にハ白柄の長
刀を携一立向い玉小其時吉備大臣往古一字の師ニラ事
を問答され一に一字ニリとも師弟の礼ハ黙止かく一と
勅宣を請玉小其時松浦の宗廟鏡大明神ヒ号ヒト勅書を
渡一三拜一テ去りぬ誠に和光同一大慈悲舉世て尊崇
一奉りぬ其後桓武天皇の御宇鏡大明神の御社内裏より
御造營中古又後奈良院御宇改て勅額を下一玉小社領松
浦郡草野を附ヨリ高貳万五千石也祭礼九月九日其外ハ
祭毎月有之也祭の度毎に市立九月九日にハ日本國中毎

音一作慈

年一州ニ足の馬を引來り一ノ御社境内八丁四方にて方壹里下馬下乗也境々の印の所を八丁塚ヒ云宮殿堂大伽藍惣廻廊釈迦堂毘沙門堂不動愛染兩明王末社數社あり鐘樓門山門ニ王門一二三の華表御供殿普請方諸役三百廿人大官司草野陸奥守源鎮光復姓了て後藤原と成草野宗瓔まで二十八代の祖元也往古社僧領壹万石大官司領壹万石下社官十八人大官司より分宛之其後草野威勢強く一て領所廣く成リ一円に領所と成リ社僧法印の賄ヒ成て領所の内を分け與ふ草野氏ハ鏡宮并無音寺宮の大宮司也依之增長せりとかや今ハ社僧ニヶ寺官司二人也唐津城主侯より合力米とて宮司坊ハ現米五石

御燈坊ハ現米四石社官ハ現米貳石五斗免毎年被下之也

松浦古事記に生所如左

一鏡大明神

一ノ宮
ニノ宮

神功皇后
太宰西三位藤原致諸公

神主

草野宗瓔
都田數百石町

下社家
十軒

一人皇五十代桓武天皇御宇延暦三甲子年御寄進有之也
一日本國諸大名より馬市有之但九月一ヶ月中也

一送 今上皇帝 御武運長久御祈念御勅命為之也

一甜紙金泥法華經七十卷圓金剛經拾不願六十卷右何故

唐本也好政公ヨリ御寄進有之也好政公ハ波多伊勢守ナリ

一御供米三百石 後波多氏御寄進也

神主草野宗瓔 大

村鬼ヶ城主 二萬三千石

一御社七堂大伽藍

東金堂

本尊毘沙門天
本尊藥師如來

一弥勒堂 十一間四面但第葺也

西金堂

神樂堂法華經堂 四門

一 宮師坊 御燈坊 右二寺社也 有之也

諸寺院 百二十三所

但天台宗

安永寺

上野坊

安國寺

松前坊

長承寺

下野坊

安慶寺

津輕坊

妙音寺

上總坊

清寺

安根坊

安膳寺

肥前坊

蓮昌坊

石見坊

永蓮寺

常陸坊

海全坊

白河坊

法昌坊

大隅坊

肥後坊

越前坊

昌蓮寺

伊賀坊

昌秀院

伊豫坊

相應寺

豐前坊

蓮昌坊

伊賀坊

法昌坊

播磨坊

相迎寺

越後坊

永道寺

伊豫坊

近蓮寺

阿波坊

助法院

伊豆坊

法昌坊

伊豫坊

昌秀院

相應寺

西連寺

越後坊

法昌坊

伊豫坊

昌秀院

相應寺

西連寺

越後坊

金清寺

伊勢坊

昌命坊

加賀坊

秀用寺

度湯寺

金昌寺

若狭坊

天昌寺

信濃坊

正西寺

參河坊

妙樂寺

法林坊

天覺寺

西連坊

香清寺

千林坊

昌山寺

法林坊

迎月坊

覺入坊

得昌寺

近江坊

天得寺

法林坊

迎日坊

出羽坊

秀政寺

天得寺

法林寺

法林坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

妙樂寺

法林坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

昌林寺

法林坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

南光坊

法林坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

天得院

法林坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

林昌院

法林坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

得林院

法林坊

法慶坊

法慶坊

法慶坊

先月院

龍白院

天政院

秀昌院

久光院

圓覺院

承久院

妙音院

觀音院

天寶院

金藏院

昌專院

世榮院

法迎院

寶德院

月光院

右者法頭坊

田數十町

米三千石

六石完現米也

○同二之宮別記

河海林云廣継叛於西府於是勅大野東人為大將軍卒官兵

討之時廣継不利自拔刀斬首飛升空厥移官軍其靈化為赤

鏡見者多祀今肥前國松浦郡鏡明神是也以上河海
叔云說

○天文年中後奈良院ヨリ大明神之号ヲ下し玉ノ卜也社

頭額ニ有之其宣旨曰

宗源 宣旨

鏡尊廟宮 肥前國松浦郡

宜授大明神號者

右依

今上皇帝

聖勅

神宣御表云神靈如件

天文十三年六月廿七日

神部任沒宿禰奉

神祇官領長上ト部朝臣

○社内ニ画軸経文種々ノ宝物ヲ納タリ亦縁記アリ古筆
也安部仲丸手跡也ト云一に左ハ有ルヘカラス仲丸ハ入
唐ニテ終ニ帰朝セスシテ唐土ニ於テ終焉ト有レハ可考

○諏訪大明神

濱崎村

当社ハ人皇十七代仁德天皇の御宇百濟國ケ王仁と云官
人鷹を献一奉一也其頃迄ニ日本に鷹と云鳥渡シナ其ト一
皇帝ニ奏一ケれハ鷹ハ所謂靈鳥ヒ聞リ清取るに礼者ヘ
一其法礼を知りミル者や在リと尋セセ玉少とい一とも其
法知リくるものあ然トハ女を出一清取るす一其法を
知リすよ苦一トトヒとて官女を撰ヒ玉少に性昔神功皇
后三韓征伐平定一玉ひ太矢田宿禰と云人セ新羅國に留置
き鎮守府將軍ヒ玉山是鎮守府將軍の始也此宿禰の四代
に当リて太矢田連と云人の娘セ諏訪の前ヒ云則宣旨有
て鷹を清取シセシ夫此官女ハ三十二相備リ類ヒあき美
女にて和歌に長一其外諸道に達一たる帝帳中の姫也玉

仁の子セイライと云者其鷹を居て渡に時憤思ふ様から官女に渡す事其例ナ直に渡すもいかゝ也とかうか以を抜き錦の帛糸を掛て疊に立て鷹をがろせり則諏訪の前さへ寄て請取けり鷹はコノリ也皇帝御感銘あらんセイライを三年苗させ玉ハ鷹の居様古實秀穀相傳せり其中に在し鷹ヒをし鷹を仕立日本鷹狩始る日本ナヘル諏訪の前を鷹匠の大祖トニ三年目セイライ帰國の時此松浦より船に乗ける故諏訪の前見送り来り玉ハナ此所にて鷹匠はまこゝを合せけりに麻と小豆を作りたる烟の申すリ一ツの蛇出で鷹を巻殺サリ諏訪の前惜み玉ハナれとも其甲斐あくありにけり斯て都に登りて席に何と奏せんやと案一煩ハセ玉ハ暫く此松浦にた已セ一か御

年二十八にて草野の露室消させ玉ハヌ此唐士の浦の者共ナ「み多以」了せ今之御社の所に葬奉りて都に奏けられハ諏訪大明神と尊崇ナ一キトシ内勅有リ「や唐士ウ浦の守護神ヒ顯り玉ヒテ十月廿七日の祭礼也」其後此浦に麻小豆胡麻を作すれハ蛇多く生るとうや麻小豆蛇を憎むせ玉ふゆハ此浦に蛇未シ又此社内歎を請て他所の居屋敷に振り置けハ蛇其所に生ヒと云傳一拳世で信仰一奉りぬ諏訪大明神奉絶の軸に夫鷹ハ天地の間の寄物群禽の中の悍鳥也されハ古人ヒ猛烈神俊の才にム一和漢共に是を賞サリ我朝にて神功皇后在位四十一年丁卯百濟國より鷹を貢に備へ其後仁德天皇の御宇に入鷹を献一けれハ天皇御縛に出玉ハ鷹を放ツて雉子

を得玉ひ是鷹狩の始也夫より代々の帝は是を愛し玉ひ世々名鷹も多かりし鷹の一物たる勇俊武備の鳥あれハ太も武士の愛す一きもの也遊戯の業に似これとも孔子も學校すといへり四時の狩へ耕作の害を除け徳古其事あきにあくに驚て山野の狩に馴る時ハ以りある嚴寒の軍場にも脛の雪靄の氷も厭に指をわざと膚をさく寒さにあくへ鶴翼八陣のうけ引に習ひ士卒の足を固る業あれハ其備に用る事以くつゝといふ一かくへ此大明神に徳る時へ鷹能一物ハ末世の今追奇特ちう事難有御神也

○田島大明神

加部島

当社ハ三神合社にてたを一文中に第一田心姫尊ニ湍津姫尊未三市杵島姫尊当社ハ則未一田心姫尊の神社にて中尊に立玉ハ奴左湍津姫尊右市杵島姫尊也筑前國大島神社ハ

左田心姫尊

湍津姫尊の神社也

又奥津島の神社ハ

右市杵島姫尊

左田心姫尊

尊市杵島姫尊の神社にて此三社にてたを一文中

湍津姫尊

松浦郡の神社へ皆此古社にて此社性者肥前國第一の大社也延喜式神名帳等に委ト日本記オ一神代卷ト書盡鳴尊伊弉諾伊弉冉尊の御心に叶玉りに根の國に趣玉い一時高摩ヲ原にすうア、婦の尊の天照太神にゆみ一玉みて後エ多婦ヲすうナムと望玉い」に伊弉諾尊ゆるさせ玉い一から則天に登玉い一に天照太神ハ書盡鳴尊の國を奪い玉ウん事を疑セセ玉いけれハ則書盡鳴尊此トトタヒリ玉い我初ト黒心ナリ云々奴ヲニ根の國にすかんとほ之「婦の尊にすみ一すんハ我以かんがあ一てすかんと此故に雲霞を隔て遠きナリ參りぬ忠ハさりき婦の尊いかり玉ハん事をヒ宣ふ時に天照太神のたまをく時に何を以テ赤心を行かさん對でのたま尤く

共に誓ちん其誓約の中に生のを生やん將サニモ一女あゝハ渾心ありヒト不セ男あゝハ清心有リヒト不セ爰にたがて伊弉諾伊弉冉尊のニ神寢愛一玉ヒテ天上を志乃一め一玉小時御モヒリに結付玉い一ハ坂耳のミスサレといふ玉を煮盡鳴尊に傳一玉い一を天照太神乞情玉いて喰くたき吹玉ふに御息の中すう生出させ玉い一御神子と一玉小又天の真名井に振濯き吹玉ふに先田心姫尊を生玉山是肥前國松浦郡田島大明神姫神島に鎮座す一す也其後星霜遙に隔リて天平十戌寅年夏大伴古麿に詔命を下させ」も田島大明神ヒトクリ玉ふ時に人皇四十六代聖武皇帝の聖勅也神代より三座島々に鎮座す

中事異戎鎮守の御社也此時より毎年の宮と云又此島
をか姫一とて壁島と名付玉山今ハ加部の二字を用ゆ
唐土玄宗皇帝の時に当つて聖武帝吉備大臣を立て檢
唐使を立玉山帰朝の折かゝる空一面にかき曇り真の闇と
ありるに船路遙に光を顯ハシムカム旭の輝にちと
あはれに則附舟を寄せしめ見せしに女神とた不一くて天
の岩船にめりて天冠をいこゝき玉山と其先り白昼の如
くとふり是田島官あるアリと吉備公九拜」を神靈を尊
崇一帰朝の砌其由奏聞在りれど則大伴古麿に詔を下す
玉山田島大明神と贈勅在リ也此島を羅神島と号す
毎年夏越の御祓ゑる事なし又孝謙天皇天平勝宝八年禁

中寢殿の長押に天下太平の四字自ら生に此田島大明神
の宝殿に一ツの蜘蛛出で國土安全の四字を顯しに又駿河
國淺間大明神の境内の東に三寸の巣出で脊に皇帝命百
歳と云五文字をあに何とも奏聞有りれハ年号を天平勝
宝と改め表其後仁明帝の勅命によりて承和元甲寅年小
野篁入唐の時船中安全のため奉幣を捧祈願を籠はれ
に夢中に嵌大明神顯ハセ玉山八船中安全にて渡唐すと
ハい一とも唐土に於て一の大難あり其質才ある事を憎
て害せんとす其難遁り事能ひに今一年を経て入唐す
一と詫宣何りられハ篁も此事兼て覚束あく思はれ
故に虛病にて松浦の沖より帰られしに皇帝逆鱗あはせ
ノ罪科死刑にも行ひる一きの處博幸多才の人あるか

故に其事を赦させ玉い隱岐國に流罪せしる其年其難何
れ遁れ難一といへと其害をさけられ一事此田島大明
神の加護によりて也夫より脣數遙隔て天慶四辛丑年平
純友謀叛せ一によりて六孫王経基多田滿仲樋遠保等討
手の宣旨を蒙りて純友純素を亡九州平定一而後三十
二年に一て貞元二丁丑年八月十五日多田滿仲剃髪一之
法名満慶と号同年源賴光肥前守に任一肥前國に下り
此時に満慶の命によりて九州肥前國大小の神祇に寄附
奉納等あり此田島大明神にも天元三庚辰年鳥居一基を
奉了る寛政の今迄八百有餘年に及一り此鳥居一旦崩れ
左ニリ其後新に建りるゝや年号ハ未ニ天元三年と鮮に
見一けれども波多氏代造之ヒ首り往者賴光の鎧無りし

や又嘗古一て其鎧ひからざり一にや波多氏の元祖渡辺
源太夫利官久い人壽元甲戌年卒ナ其先祖ハ武州鶴岡に
住ナ其以前に波多の名有る事を聞リ天元より久壽迄
年歷百七十餘歳隔アリ左あれハ多田満仲の余に仍て賴
光の寄附を本説とす一現在今田島宮の華表に天元の
年号巒然たり又太閤秀吉公在右屋御在陣の時此島に鹿
狩セ懽一狩捕りたる鹿と社櫓の前に寄シ一に群集の
臣下神明の咎もいか、なれハ外一運ひ出す一と言ケ
れども秀吉公火も恐れ玉いす何条の事あらんゆと寛然
と一て居玉山所に急風浪起りて集リたる鹿不殘吹飛
穢土を清め什九ハ則官司に仰せて神慮清一也の神樂賛
奏一玉山其後祈禱祈念懈り玉いす奉納寄附等ありし也

既に朝鮮渡海の先陣小西長津守加藤主計頭軍勢出船の
折か敵國降伏の祈禱をあさ一め玉山御社の後森の中
に大石あり此前に壇を築注連を引て官司丹誠一て祈け
れハ百騎の精兵弓箭を帶びて朝鮮の方に向い矢を放ち
鯨波を上げる大石中す豎に割れたり其石破れたる
處にて今に宮殿の後^{アシ}にあり秀吉公御感斜^{アシ}す神明
を仰き玉い軍勢海陸無難敵國降伏の祈願を篠王^{ミツタケ}文
後一艘の船を献^{スル}朝鮮の苗梅奈良の八重櫻の苗を社内
に植させ玉ふ今に其樹残れり松浦郡の神社へ皆末社に
てあり^ト由境内の末社に佐用姫の神社在り縁祀例に有
也太閤秀吉公社昔神功皇后の御祈願竈させられ^ト例に
仍て田島大明神を尊崇あり^ト也又大伴挾手彦の因縁有

るを以て朝鮮征伐の砌^{スル}高百石山林無相違の
御朱印を附せられ今御當代々の將軍家賜之官司從五位
下任官昇殿を教させ玉小夏越祓の祭礼御旅所宮崎に在
り也

跡を以て下津岩根を越ゆ^{スル}而
たずね神のむかひ^{ムカヒ}も見え上

○佐用姫神社

加賀島田島宮之吉社

此神社は宣化天皇四乙未年大伴挾手彦勅命を蒙り新羅國に趣向挾手彦松浦郡條原長者の娘佐用姫を嬪とす。倩思八九志ハ今新羅國ヒ任那國戦の折か」あれハ若一長き別きふゝ成了人やヒ一入名残惜く挾手彦に言けるハ新羅國に房主ぐ一玉一行未覚束あく心安にあ」ハヒトイニ才子願ひけれヒも遣唐使勅命を蒙一事あれハ其事思ひもトトナヒ教されす暫一の形見とて鏡一面小太刀一根軸物一巻を渡して既に唐士り浦ナリ船を出さんと趣くに佐用姫心又これて跡をあたい志ハ一の形見を抱て久里屋川を渡り一に誤て鏡を水底に落しぬ終ヒトリ領中庵山の絶頂に登り声を放つて招けとも追風にさ

されどいれもや沖中に生れ此時木の根岸の根に取付て漸く
登りしによりて鏡山道一筋の茅末世の今迄其志る
ある事奇妙ある事にあるすや家早船影も見一されいぢ
れより船影の近き方一と魚一に一の島を見当りか
へ行人と接手庵の名を呼んで慕むれしによりて今呼
子浦と呼名の浦とい云ひ也既に釣船に打乗て堆神島
に已こりぬ此島の小高き所一つさへ登り遙に唐土の雲
路とれしに不しく一面に見度一けちに船影も見へされ
其所に伏一轉ひ歎き悲一み其姿終に石と化一ね是則佐
用姫の靈望夫石也夫より十ヶ年の星霜を経て接手庵帰
朝の時同船一て唐土の沙門曇惠道探來朝一りれども物
部大連等日本に佛法を弘めろにより神明の崇ありと奏

一て佛像を捨て諸寺を焼失ふによりて蘇我稲目の指因
として兩汝門ハ此松浦より帰唐せり此時沙門川上の里
に觀音像を彫刻一佐用姫の菩提を吊ひ又此島にも來り
て追善をあ一塔婆を立て更りぬ其後佛法弘キ一宇を
建立一て惠探寺と号す後此寺絕一くるを再興一て立雲
寺と号す是佐用姫菩提寺の跡也人皇四十五代聖武天皇
神龜四年壬午年玉津島大明神神祇官に託一て宣いく日の
西に篠原の長々娘佐用と云貞女あり夫ある者の入唐を
悲み死す其姿靈石とあれり萬代の龜鑑と曰成る一今
招を申く一是を祭すも下と也此時より拳世で佐用
姫の神社と崇む仍て田島宮の末社と直る佐用姫宮の社
僧立雲寺不淨を忌めり去によりて此寺衰微一寺号のみ

にて滅せんとするにより則波多相模守國の代に加部加唐馬渡の三島一統に此立雲寺の檀家に附せられ是より此寺も繁榮一て今龍源禪寺の末山とあり也夫より社僧を放き神職を引請奉端一世に佐用姫の神社と三島の檀家と替へたりと俗悦する事是也又太閤秀吉公名古屋御在陣の時此望夫石を見玉い斯る旧跡を其傍にて置かこゝ一小社をも建て祭トと宣ひけりに仍て小社を建立す其以前に中古社崩と損せ一併に此望夫石に注連を引て草むしに埋没されとも節々折々の祭ハ急トさり一と也宣化四年未年十二星霜を経て今此寛政元年近一千二百三十三年にあらず也板又川上の里と云にも墨惠道探齋一足を届一ハ挾手彦入唐トト十子年後欽明天皇

九戌辰年歸朝の節唐士り浦今之濱崎浦一入船也其時佐用姫之事尋ト見しに君の御跡を志くひこられ空敷あり玉い爰すト西姫神島と云所に葬りゆふトせ由語りけれり我勅命を蒙り百濟國に至り今私の愛情によつて彼墓所に立寄ることなればか、あり殊更不淨の恐もあれハ一先都に登りかさ収て厚く吊ハ先此所トト手向ひ丁度歸トと靈佛を尋ト見一に漸佛法流布とい申せとも未タ都方をかりにて遠郷近ト佛とも法とも相合トさる者もかりにておふく都に登ト見一折ト道にて蘇我稻目の臣に行逢へり其者云けろト唐土トト佛法の道師来朝トて肥前松浦へ來れる由されとも物部大連等佛法流布によりて神の崇り者トよの病流行一萬民

ハ若もありとて葵聞して誓を申下して佛像を難波堀江
に捨て諸寺を焼拂ふ是ニ仍て今其道師末朝の時節にあ
リナ一先帰唐を勧めよと稻目の命に仍て松浦まで下さ
リニテ倍りり其僧二人挾手衆と同船にて末朝一ける
墨惠道探す稻目の臣下川上の里を尋て書簡を出一て
百濟國へ両道師を庚せ一也沙門墨惠一佛の觀世音を此
に残し置佐用姫の菩提を吊ひ歸り一也夫ト星霜を経
て此所に鏡宮座主松浦僧都政所坊の伽藍とあり此時觀
世音菩薩も境内に祀たり其後世隔りて伽藍衰微一此所
引拂けれども性者トの觀世音菩薩あれハ爰に残りね
稻目の臣下此川上に里ありと聞て川上の里ハ以津ちぢ
やヒ尋登り一や一此あたりを川上の里と云一にや又

今之世追ニ此所觀世音の居サセ一辺りを座主と云アリ
座主い松浦僧都の伽藍あり一時よりの名ある一又平
原村にツ不さと小谷を呼小事是ツぶさの里の事也座主
の伽藍建立者一時此所の木を伐て柱とする其伐採トツ芽
立て志と成る木の伐採トツ出一芽をツぶさと云此故に
所の名ヒナ

心なま木にもタガミはあらずと云々葉山の神垣
ヒ松浦僧都のすすみ一とやカ

○唐津大明神

当社ハ神功皇后三韓征伐の時西海巖々とて船路静か
りさりに皇后天に向へせられ祈念玉小に我朝神國
の志ろーにや海上忽然と一て波穏にありけれハ船路也
すくと三韓平定玉ハ歸朝の後此所に勅請ふさ一め玉
小神社とかや其後帝都三位藏人豊胤信する所の觀世音
底江五郎宗次に抱かれ西海に趣玉小と夢中に見て覺け
れハ豊胤不審に思ひれける板又底江五郎宗次ハ在所
唐津に於て天平勝宝七年九月廿六日夜夢中に白衣の老
僧来リ枕上に顯つれ三ヶ月を待て北方の海辺に出て見
よ必不思議ある一と宣ふと見て夢ハ覺にけり又
翌夜も同一事あらんと奇異の思をあ其日を待て

供の用意をあさしめ濱辺に出て遠に沖を眺みれりに奇
あるる所一の產物照輝て波濤に浮めり間もかく渚に寄
けれハ潮をむすんて噉き直に其宝篋を携て帰宅に宗次
信田いはるい我此所を領せ事遠きにありす然るに今
斯ち夢想を蒙る事神明の告に疑ひ一仍て清淨の地を撰
い宝篋を奉詠一て武運長久をも願ひ一と其用意をあ
けちに僧代相傳の家来を始め領内の民百姓等追尊崇
奉りて則先の神所石の宝殿の在りける所へ納奉り奴
尔時天平勝宝七年九月廿九日也其後五郎宗次帝都に
出ゝれ藏人豊胤の館に行不思議ある夢物語り在りける
に三位豊胤は過に一頃觀世音の現夢の物語り有り割賦
を合せくる如の靈夢あれ終に天聴に達せられ一に時

の帝孝謙天皇詔命を下し唐津大明神ヒ贈玉奴神德益廣
大にて旧例の祭祀解あく諸事の式等又固一其後遙隔
リて松浦党の内元祖源太夫判官より八代に当て鴨池源
三郎の男神田五郎廣ヒ云人あり姓左五郎宗次の跡を尋
て其名を清継尊崇して後鳥羽院御宇文治二甲辰年三位
豊胤五郎宗次の二靈神を唐津大明神の相殿に勧請一奉
りぬ此二神則唐津大明神八座の中にてたま一す今唐
津城中に在

○別記曰唐津大明神ハ孝謙天皇の御宇当國の住人神田
五郎宗次上京一て 中将ヒ云人宗次に懇意ヒなり唐
津の勝地なる事悉數悟れハあされ頑い一き所也一世の
中必行て住居せんと深く契ひゆけれ其公事如何とも

仕かく末期に及んで我誓て唐津一行んと田山死後棺
に納て上に官位姓名年号月日を記し海に入りと云て終
焉り遺言の如く難波の海に入り難しく天平勝宝七年
九月廿九日唐津の濱に流し着けり宗次夢想の告を得て
右棺の入る箱を海士人の手に得たり宗次尊崇し其趣
を具に都へ言上一席招き下りて唐津大明神と称し玉
み夫より以来天和元年に至て九百餘年を経たり九月廿
九日の祭礼有る事ナリと社人の説也
社僧歓松院真言宗傍に觀音堂あり堂の両側の柱に額あ
り文に曰

慈悲靄々盈天地 廟像巍々冠古今

当時鍋島信濃守殿に在し雲海と云朝鮮人の筆跡と云

○平家物語源平盛衰記等に在り徳大寺実定卿福原より
田都へ月見に上り玉ふ時供して大宮女院侍従局に行き
物々と若うひけんすの者だけてもあしかるからとす
とトみて物々との藏人といわれ一ト此明神の末葉ある
と云り藏人の末孫今も都に在て一年当社人權火輔と云
者都に登りける時逢ひて先祖の靈神あれハ一度參
詣致一度事あれども遠路心に任せにせめての志あれ
ヒて冠と寫し下りタヒル

○歓松院にハ宗次の書状ちりちにさき紙に立文也ちり
ちりに破れたれハ文詞のつづき慥あす其外に古き説
文数多ありけりと領主兵庫頭殿の時熊澤氏借取一けり
故今残れるハ宗次の文と畠氏の寄進狀計り也其状に云

奉寄進田地之事唐津大明神宮の御在所肥前國松浦之
西郷庄崎に向向八大田より下田地を又之事四至堺出古
之作也

右件田地者親当知行無相違所也然尊天長地久当村安
穢家内長久子孫繁昌息災延命為御油燈奉寄進處也
仍寄進狀如件

文安五年己巳正月十一日

源親判

唐津大明神宮

條

文安六年宝徳元年也後花園院御宇東山義政將軍の代
也宝徳元年より天和元年迄二百三十餘年也源親と云ハ
參河守の祖父う曾祖父にて有碑一
○同社鐘鑑云

肥之前州松浦郡當社大明神者神田五郎宗次以夢想往
來于海近一日有一箇宝筐而浮海上光明照耀遍滿十方
宗次半驚愕之半尊崇之忝問孝謙天皇即下詔命歸唐津
大明神于時天平勝宝七年九月廿九日也故先所傳一宮
光岳音化現二官慈氏尊降下也凡來歷八百五十一年霜
靈驗不減昔日異哉今也寺次志大大守廣忠朝臣命工鑄
洪鐘祭神如在感歎三餘賦一偈明神始終祝大守速大云
大守為尊神徳周華鯨新鑄祝千歎鐘声亦與名聲大遠近
傾頤九々列

慶長十一年龜集乙巳二月日

前南禪兼允誌焉

聖母大明神

祭神神功皇后

南山村

社地を珠島と云社前の川を珠島川と云是則人皇十五代
神功皇后を崇祭奉る靈社也夫れ人の遍く尊称奉る
聖母大明神と云ハ人皇十四代仲哀天皇の御后也九代開
化天皇の御曾孫氣長宿禰の主の御女御名をハ氣長足姫
ノ尊と称奉る十五代刀女帝にて則ち十六代應神天皇
皇の御母王にて神号を聖母大明神と称奉る應神天皇
を八幡大神と尊崇す氣長足姫の尊ハ其氣稟の俊秀ある
御年稚き時より聰く明るうにキリキリて顏容美麗ある
事日本紀等の旧記を考へ知る所

香椎宮記云仲哀天皇八年正月に天皇筑紫に於て異賊

退治に事ありて皇后と共に長内國豊浦より筑前、下
ノせ給ふ天皇へ山鹿の岬シマツカより岡の水内に入給ふ遠賀郡
皇后ハ洞マダラの海シマツカす遠賀郡岡の津に入せ給ふ此時遠賀の
司サムライ岡の縣主怡土の縣主など参れり
芦屋町

天皇皇后共に香椎に届りおも一中才明年二月天皇異
賊イニシタツヒ戦ツバシマツい賊の矢に当たり香椎に於て崩御ハラハラト玉小是異國
塵輪スルブヒ云敵來リ戦ツバシマツい給タマシマツい塵輪ハ士ヒト一給タマシマツヒシカ共流矢
に当たり崩ハラハラト給タマシマツ小由難書ヨウジシキに見一たり日本紀ニホンシの注ナカシに天
皇又アリカク熊襲クマアシを伐ハラハラテ崩ハラハラト云タマシマツ一リ

仲哀天皇庚辰九年二月五日天皇異賊の為に殃禍ヤクホを受け
玉小タマシマツ明アハ六日崩ハラハラト玉小御尊體タマシマツミツコトを納め一御棺タマシマツを椎シの木
にかけかかれハラハラトに異香四方に薰ハラハラト是に因て地名香椎と

云椎木在る所古宮と云其後皇后天下を治め玉小衛宮を
小山田の邑シマツカに作り玉小是今糟屋郡山田村聖母ヨウミツ御廟ヨウボウ在ル所ト云此時右異國の賊
日本一仇を為さん事を覺悟タマシマツト玉小日本より早く軍船を
調ハラハラ一異域三韓を征伐ハラハラト玉小一ト遠慮ハラハラト玉小時に大臣
武内宿禰タマシマツヒ謀ハラハラリ軍略ハラハラを免ハラハラト官軍を三韓に向ハラハラ玉小
則神功皇后親ハラハラリ軍勢ハラハラを引卒ハラハラトて肥前國松浦の縣に至り
玉小時に此珠島川に於て登り鮎ハラハラを釣ハラハラて軍旅の吉凶ハラハラト
玉小所也川端に垂鑿石ハラハラあり御立石ハラハラ又紫臺石ハラハラとも云唐津城
主土井侯の時印札立ハラハラトあり是則釣鑿石ハラハラを垂れ立せ玉小石
にて今垂鑿石ハラハラト号ハラハラナ是其仲哀天皇崩御ハラハラの翌年辛巳四月

記曰此時白糸の鐘を神井に入て試み玉一ハ終に銚ヒ
成る淀川怡土郡に染井と云あり由て名付る處也ヒ又
早良演を通ヒせ玉ひて松を倒にセ一玉小か根付たり
ヒ云傳ふ是早原郡生の松原と云又神の御田を作レセ
玉川人とて那河川の水を引溝を不レセ玉小是那河郡
の逆鱉の岡也又香椎渕の沖御島ヒ云香椎の浦にて御
髪を海に入れテき玉ひニシ神在一御髪をニツに分玉
小所也ニ神ハ水神巖島明神ヒ龍神宗像明神也又皇后
高き山に登リ大鈴を賢木^{サカキ}の枝にかけ天神地祇に祈リ
玉小時に白髪の老翁出現一て曰我異國を征伐する事
七回の棟梁たり帥船を導くヘーとあり是を住吉明神
也ヒ云て又三の吉瑞を記セリ一ツにハ釣を垂れて細鱗
也ヒ

真を得玉小ニツにハ御髪を海水にアキ水神龍神來リ
テニ分けん三ツにハ高き山に登り天神地祇に祈リ玉
ヘハ白髪の老翁來リて帥船を導き玉小

傳一云初白髪の老翁在一て皇后に告て曰韓國を征一玉
ハハ先つ乾滿の二顆を得玉ワタニに血ぬ^{ミツ}す^{ミツ}て服な
人と故に翁のさ^{ミツ}因に依て此両りの珠を海人に謀り求
め給ふ海人珠を杉の葉に盛りて是を捧く此珠を得玉小
か故を以て此地の名を珠島ヒ云川を珠島川ヒ云松浦郡
南山村にあり又此川に皇后船を釣り得玉小て其吉兆を
歎^{ミツ}い玉みて珍^{ミツ}と曰ふか故に川の名を忽^{ミツ}川とも
云乃ち土人の唱一未^{ミツ}る處の古名也黄金の釣針黄金色の
鮓の唇杯の説も言ひ傳ふ所也是等に限^{ミツ}ヒ太古の説ヒ

事を尊むの厚きを以て口碑に傳ふ事考ふ——其誠を貴
むの厚き所也夫れ天地方物を生——陰陽造化の誠ハ天道
行ハリの常古今の殊る事有る——國家の震置天
心に適ふ時ハ天の祥瑞を下——万民快樂の時來る天心に
應せざる時ハ妖孽を顯り——天變災害の兆あるも自了然
也太古の事跡蒼りに譽みて其誠を失——其神徳を汚す
私に誹——て其實を得られ——其咎を免れず故に唯其事の
實を失ハぬ様有た——古書を考るも後世に傳ふるも誠の
心ハ天に隨ひて失小つり——神岳の花も春咲き紅葉ハ
毎も秋に照る四時運行の違ハさる誠の體據也右白髮の
先翁を住吉大明神と崇め祀る其社松浦郡にて珠島の辺
リ平原村に在り和珥の津の洋神集島に在り又唐津と云

地名ト三韓渡一口の津ある政園云唐津領呼子浦ト壹
岐島へ十三里壹岐島より對馬島へ四十八里對馬島より
朝鮮國の釜山浦へ四十八里あり唐津より釜山浦近日本
程にて九百里餘也三韓渡りの船路差一渡——あり皇后三
韓に事あり——時松浦郡の北境に鬼ヶ城を築て異國の防
禦と成——玉小今郡の五反田村に古城跡ある是也又海辺
にシホウジの城と云出張の古城跡あり今の洞上村古城
跡是也皇后軍船を押出——玉小湊を和珥の津と云今唐津
領湊浦也神集島と云一島和珥の津の側少一沖にあり皇
后諸軍に指揮——て神軍を集め玉小島也是今に於て神集
島と云

記曰皇后彼の先翁に向て曰く惟を——とか船の楫主を

アラタノタチノ塔曰安雲の磯良と云海人能く海中を知
リ是を召一玉ふ一と則先翁の故に随て泥前糟屋郡
奈多瀬にて神樂を奏一玉小時に磯良淨衣を着一縮皮
脛巾一で來り愕す先翁云異國退治の神船四十八艘宜
一く楫主を頼む一と又豊姫ハ虚空津ヒ賣命也川上
明神と号ナ此命に令一で磯良と共に波ク乾滿ハ二珠
を求め得玉小女軍男軍陰陽の備ヘ鼈雷の軍配ヘ神軍
の秘術ありと云て差此二珠を得玉小時ハ又に血ぬ
す一て服なしと云

又曰皇后此時賊徒の羽自熊鷺を誅伐一て生捕り玉小
時御側の人に向ひ熊鷺を捕り得て朕か心安一と仰せ
けるゆ一其所を安須郡ヒ云時に皇后開眼に當り玉小

御乳房大に一て鎧の胸板高く引合あひに棟大臣連保
の鎧の草摺を切て脚股の下に付け海神ト奉る杉の
葉を袖に挿ミ玉小是を鎧の股摺と云此時より始まる
御髪ニに受け甲を召一髪と一因て群臣に謂て曰く帥
を収一衆を動すハ國の大事安危成敗必ナ此に繋る今
征伐の事を以て群臣に授けあんに若事ナヒハ罪群
臣にあう人是甚くいたま一き事也故に吾婦女にて
又不肖ありと虽も暫く男貌を假りて強て雄略をおこ
一上ハ神祇の靈驗を蒙り下ハ群臣の助にてて兵甲
をあらわし崎浪をりたり艦船を調へて以て財國を求め
羣事あうハ群臣共に功あく事あうにて吾獨り罪あ
人既に此心ありともにちかく一とあり一と群臣

皆申さく 皇后天下の為に備りテ 宗廟社稷をや
くせさせ玉小所也とて頓首一て招を奉ハる 此時初の豊
姫も御鑑を召一三百七十五神帥船を鎮護玉小仲哀天
皇九年二月六日崩御同年十月兵船を揃ヘ皇后親ノ新
羅へ渡レセ玉小此時皇后男子の貌ヒタリツカム鉄
銃を取玉小軍法を指揮一衆ニ謂テ曰く鉦鼓ニ以テため
なく旌旗違イ亂ミアヒ軍列譙ウド財宝を貪リ私欲を
懷カヒ必ナ敵の為に捕ハル人小敵を慢ルナカレ大敵
を怖ルアヒレ令を犯ヘ凌カハ勿許ア降矣せんシハ勿
殺シガ戦ヒ勝ツ者ニハ必賞アシ人逃ケ犇シハ罪アリ人
ヒ仰セケラヒ日本紀に見ヘ侍ル此五ツの御諭諭並ヒ
る哉

柳皇后三韓ト征伐ヘ玉小事先帝仲哀天皇異賊の為ニ崩
御キテナセ其然敵アリ尚彼の異國トノ吾國を伺ヒ襲
ふ機リ故ニ先ナル時ニ則人を剝ナリ時にて此事
を謀リ玉小先帝崩御の翌四月神軍和珥の津リ豈船一
玉小壹岐島ヘ船を着ケ玉小此所を勝本ト云亦一に於テ
順尾を祈リ玉小か故ニ一にかざ木ト云和珥の津リ
御船を豈一玉小首途の關海上に響き渡リトヨマ海岸
を響の灘ヒ云又壹岐の勝本ト御船を進メ玉小て對洲
下縣郡豆醍村南の牛岬に着セ給イ此時皇后御座の懼
有リヒ云

記曰仲哀天皇崩御の後皇后天下を治メ玉小廟宇を筑
川糟屋郡小山田村に作り玉小て天皇九年庚辰三月吉

日を携て官に入神の教を請玉小此時始祖天照大神の
神托に異國より軍船を催一此地に渡りんとナ日本上
リ早く軍船を備へ異國に渡り先づ三韓を征伐ナ一
ビ也武内大臣を始め此神教あり一との招を受け如斯
軍船を發一玉小

又曰瑞良御船の楫を守り壹岐島へ着せ玉ひ風を祈り
玉ふ所を勝本と云夫より對馬の和珥の津に至り玉小
と和珥の津ハ松浦郡にあり同名ニヶ所不審松浦邑に神集島
と津古ナ言傳小所も又ハ船を發一玉小所を斯く唱^{スル}坎
產血下ろ此所を産血の浦御船より下りさせ玉ひ石に御腹を
又紫瀬戸と云御船今對馬汀なら白石を取り御裳の腰に挾ミ擧て
冷一玉ふ室ヒ云汀なら白石を取り御裳の腰に挾ミ擧て
曰く我ハ胎内の御子太子なり願くハ聞玉一今我れ身
をすて敵の國に向山等姫め御子ゆ一なり日本の主

となり玉ハ、異國を亡一帰朝一で後產れ玉一若一賊
の男賊の女ナリ此所にて產れ玉一海の簑屑ヒナナア
一と給へハ御產氣止、ぬ時に御船を發一玉小順丸
静浪珠に穂に丁て神助の著一き大魚浮み白鷺飛ひ艤
楫を勞せ才苦もあく新羅一渡り玉小天神地祇河海の
諸神擁護ある事自ト敵味方の人心に懾一ぬ日本の神
船い乍々新羅へ渡る前海水穂ナリに新羅王大に
戰栗せ一折か少頓て日本の神船海上に満ち旌旗天日
に耀き鳴鼓山川に響けり新羅王遙に望み見て非常の
兵來て已ウ國を襲ひ奪ちんとナ我聞東海に神國あり
扶桑國と云又日本國と云日輪暘谷に出て扶桑を拂ふ
以て其名を得たりと聞殊に其天皇女帝あらうも頗る

聖の德ありと是其國の神兵アノ人今豈是を拒んで干
戈を動クノ國人アノて褐カモに帽ハタケ入スル本意ハタケにあ
すとて素旅アシタマをあけて自ト服アシタマ岡籍カモを封スルテ王船カモの前
に降スルて叩頭ハタハタて曰く今より以後乾坤カモと永く伏スルて飼部カモ文
人船輶カモを乾スルて春秋馬梳カモ及ヒテ馬鞭カモを獻スル人又海
の遠アリを煩スルとせす年毎に貢物カモを貢ん更に重誓カモ曰東カモの日
更に西アリに出スル阿利耶アリヤ礼河カモの水アリミネ河アリミネ鮮國カモの川アリミネ各アリミネさかさまに流れ
川の石アリミネの下アリミネりて星辰アラマツキとあるまでたアリミネて春秋カモに朝スル
事を勲スル志アリミネのんて梳鞭カモの貢カモを止スルあハ天神地祇カモともにつ
みなし玉アリミネヒ申す或人アリミネ曰新羅王アリミネを珠カモさんと奏スル皇
后アリミネ曰く初アリミネ神アリミネの教カモを承スルてまさに金銀カモの國アリミネを授スル奴又向
に三軍アリミネに号令スルて曰くミづかト服アシタマをハ勿殺スルか今既アリミネに

財宝アシタマの國アリミネを得スル人アリミネも亦眼アシタマい從スル奴アシタマを殺スルハ不祥アシタマとて
乃チ其縛アシタマを許スルて飼部カモとあさアリミネも 皇后杖アシタマにつけち矛
を新羅王アリミネの門アリミネに樹スル新羅王アリミネ古アリミネに降スル參スルせられスルかハ
百濟高麗アリミネの王アリミネも皇后アリミネの御陣アリミネの前に來スル此後日本アリミネに属
一永く貢物カモを奉スル人アリミネ由アリミネを申スルされける新羅百濟高麗アリミネ
三韓共アリミネに難アリミネなく我朝アリミネに志スルうへスルハアリミネ新羅百濟高麗アリミネ
を巡スルり見スルあハアリミネ玉アリミネふに清泉岩崖アリミネより流スル出スルなり
皇后アリミネ是アリミネを掬スルてのみ玉アリミネハ甘アリミネふアリミネてさう以靈泉アリミネ
侍臣アリミネに命スルて汲スルて箇アリミネの中アリミネに納スルめ玉アリミネ帰朝アリミネの後是アリミネを賣權アリミネ
水アリミネと号スル侍臣アリミネ崇スルて水取權限アリミネ此水アリミネ今每年アリミネ禁裏御所アリミネ獻納スルセ
貢物カモを八十艘アリミネの船アリミネに積官船アリミネのあアリミネに志スルがハアリミネ先
て 皇后アリミネ則軍アリミネを御スル同年十二月四日冕アリミネ前アリミネにつか

せ玉ひ姪瀬舶濱よりあが

御舶を名す
御の濱と云ふ

御舶は

島に泊り皇后香椎の行官に於て仲哀天皇の御廟を建
玉ひ棺掛の椎の木のある所古宮と云本宮又武内大臣に招いて仲哀
天皇の御遺骸を河内國惠我長野の西の陵に葬り玉山
神功皇后宝旅を継天下を治玉山事六十九年御言悦百
歳にて四月十七日崩御玉山御陵ハ和州奈良の西起
昇寺村ウ北歌姫町の西にあり又聖武天皇招て神龜
元年は一めで課役を九州に出し香椎に御廟を造營
聖母の尊号をもつて崇祭玉山天子御即位の時ト伊
勢と香椎一必勅使を以て其旨を告玉山又日本兵乱起
り或ハ天変災難等或ハ異國敵船の外患等の節天子よ

リ奉幣使を以て御祈りあり事代々の記録に見れた
り伏見御香の宮大坂座摩の社越前敦賀の上宮あヒ皆
神功皇后の御社にてありやれ皇后異國、持せ玉山
御旗を御凱旋の時山城國紀伊郡伏見の里近き所に御
洛め神崇玉山真幡寸の神社と延喜式にも記せり今
の藤の森の神是あり又長門國長府の二の宮也此御神
にておひすにケ様に國々に此神の御社多く北巣夜
須郡砥上の中津屋などの社也此御神に一て本宮ハ香
椎にておひすに凡聖母神明の御事ハ古きふみより
多く見へ侍既日本にてかくれあき神明にて本朝文武
の祖神にてて其神德神功万民に少ひ敵國降伏の御
神也日本四府宗廟ヒ云ハ東伊勢神宮西香椎神廟南岩

清水八幡宮北氣比神廟

氣比の神廟ト八幡宮の御父玉也
朝廷尊崇の次第正史実錄に詳也

且中華の

書に我日本之事多くたせる中に倭の字の義を女王國の名と書けり是鴻荒の世にト天照大神天下を治め神徳を生民に施し玉ふ人代に及て神后亂をちりめ異賊を隨へ民を惠み玉ひトより外域トも其武威を賞し又聖經を貢一ケルト御子孫の帝聖の道をめで玉ひ我神國の道と共に仰弘め玉ひき然る故に帝にも大徳の君多く中一ダリテ仁義五倫の教承く天下に行かれ異狄の汚れあく終に君子國の譽れ四方の國にあま治されハ天照大神ト我國の始祖神功皇后ハ人皇十五代の女帝此二神の大徳人の國ナニ著きウハ女王國トハ称ナラナタノ此趣ハ一條義良云
の説にも出たり ト聖母大明神香椎の

祭礼年中七十餘度ありシか今ハ春二月六日夏四月十七日秋九月九日冬十一月六日に取行い奴月の六日十七日も祭日なり

鏡大明神の官祀に曰当社ハ神功皇后御鏡を納め玉ひ
官殿より夫れ皇后を息長足姫の尊と称一奉る開化皇帝の御曾孫にて御父ト息長宿禰と申奉る仲哀帝の御后にて八幡大神の御母后ナリ元前國香椎の宮に鎮座在ヒ仲哀帝庚辰九年二月六日天皇香椎にて崩ト玉ひ武内宿禰と儀候ナリ（皇后則長門國豊浦の宮にたくり祭ト奉り玉ひ同三月八日皇后乃ち大臣武内宿禰と謀り彼異賊新羅國を討隨へ玉もん事を謀レセ玉ひ元後國山門縣ト肥前國玉島に行かせ玉山と日本紀に生たり柳神功皇后

ハ夫君王異賊の為に嵐一玉小事を深く歎ケセ玉ハ今ハ
唯神の教に隨ひ賊の國を征伐せんと思召群臣百寮に命
して罪を祓ひ過を改て更に裔宮を小山田村に造レセ玉
ふ是香椎村に隣シテ山田ノ里に往古より神功皇后を
祭ミル跡其構廣大ニ今尚小社在レ其社内に祠モさかる
あかつ姫の命健布津神事代生神表尚男中岡男底岡男の
六神をも祭ミリ九月九日ヒ十一月六日祭祀を成ナ其外
三月朔日ナシ七日近祠官等官冕一天下泰平異賊降伏の
御祈禱を執行アリ其邊を聖母屋舗ヒ云是則裔宮の故跡
也九月九日の祭日ハ肥前松浦にて御鏡を納玉い天神地
祇に祈誓をナシ玉ふ日ニ今其ハ鏡大明神の靈地也其
時天の祥瑞あり一事前に出ツ夫より末世ニ至テ九月九

日の祭祀怠る事ナシ其後泥前國山田村に此祭祀を移セ
リ又三月朔日より同七日近山田村に祠官官冕ナシヨリは
神功皇后右の七ヶ月吉日を機ヒ玉い裔宮に冕ナセ玉い
御自ト祭主ヒ成玉山又武内宿禰に命ヒテ琴を彈ヒ中臣
の烏賊津の候を呂テ番神ヒ玉いさよとスヨウノ神を
人ありと御日本紀ニ出同辛
三月廿日層増岐野に至リ羽白熊鷺を眾レ玉山此山門
縣山門縣に移リナシく土蜘蛛田油津媛を眾レ玉山此山門
縣ナシ肥前國松浦の縣に至リ玉山ヒ舊記に出たり今も
泥後ナシ直に松浦へ行道あり泥前國田島七隈の北を通
りて蛭の瀬の南に出山戸村の北を過て生松原に出る道
あり太閤秀吉公も此道 皇后の吉例に任せテ柏屋郡の
内を通り玉い也其時の茶店の跡とて茶屋山ヒ云々ア

り此道通り玉い又生の社と逆松の間に茶店の跡ヒテ今
も残れり是皆皇后の途徹を尋玉ひ一道路あり此より
皇后同四月三日に玉島川に来リ玉い鮎を釣リ得吉兆を
得玉山事前に出つ此川水殊に清潔かれハ始離セカエ玉
天に向ひ三韓石伐の祈願を鼈玉山此の玉島の里ハ鬼
前怡土郡と肥前松浦郡の境より半里計り南松浦郡の内
にあり其流れニ筋あり一筋ハ平原村より出る小川也此
上に川上の里あり一筋ハ七山より流れ出る大川なり松
浦郡潤上村に落て兩川一筋にありて海に入る三韓平定
帰朝の時も和珥津より上陸せしれ神集島を見渡し云
天神地祇を拝し玉い士卒に至る迄各勝軍を相賀せよ
ヒ宣ひ其ムを相賀ヒ号ソリ又賊國一指一彼の方へさ

1て軍令一玉小吉兆あふヒとて此ム一御鉢を銘玉山是
則指八幡大神の社地也後世佐志村と書く也又奴れたる
衣を干し玉ひ一山を衣干山と号其山を下り諸神を業り
玉い瀬邊にて御祓をなす玉ひ一今唐津大明神の靈地
也委くハ其々々の祀に出たり

○神社

一加木嶽權現

松浦古事記三出
吉峯

城中ニ在

社領二百五十石社人石志村ニ在

一八幡宮

稗田村ニ在

社領二百五十石社頭堤

大和

下社家百五十石

一葛原權現

島村城中ニ在

都田中村一村

堤大和持添

右社人二人德居村ニ在

神事九月九日

都田敷廿五町

一天滿宮

稗田村ニ在

社領三反

社僧大杉村

本覺坊

都二十石

社僧

四人

一八天龍王三郎天神

都二十石

社僧

四人

一物河権現

久田権現

神田村

都二十町

一八 满官

同所 チギレ 松原在

一天 满官

同所 菅原氏、面々氏神也。都十町 久田五郎殿
知行内

○ 神島神社

在松浦郡小值嘉村
則五島一里ナリ

祭神息長足媛尊

神主 岩坪氏

○ 三代実録曰貞觀十八年六月八日癸丑授肥前國上六位
上神島神造五位下

○ 古事記曰次生知訶島亦名謂天之忍男 云云書紀天武卷
曰四年九月辛卯ノ而ニ血鹿島ト見工倭名類聚鈔ニ肥前
國松浦郡值嘉知加ト見エタリ

○ 續日本紀曰聖武天皇天平十二年十一月以今月二十三
日丙子捕獲賊廣嗣於松浦郡值嘉島長野村 云云

○ 三代実録曰貞觀十八年三月參議太宰權帥在原朝臣行
平情分肥前國松浦郡麻羅值嘉而鄉更建二郡號上近下近

置值嘉島 云云

庇覆日
甲戸也

祭神三女神

○肥前國神社畧考曰在所不詳然松浦郡平戸領田平村宗像明神ノ祠アリ又同領内串山村ト云所ノ海辺小島有泊辯財天ト云社ナドアレ凡宗形トハ言ハズ故ニ平戸田平村ノ宗像明神ナル一シ

○三代実錄曰貞觀十三年三月三日己卯授肥前國宗形天神從五位下同十五年九月十六日戊亥授肥前國從五位下宗形神從五位上元慶四年三月廿七日庚辰肥前國正六位上宗形神預於官社

○島護明神

平戸領

深江村

神主蟹木氏

神社畧考曰鳴神社在而不詳三代實錄曰貞觀十八年六月八日癸丑授肥前國正六位上鳴神從五位下橘朝臣家吉ヲ著シタル 橘松浦郡平戸領深江村島護明神ト云社アリ鳴字嶋字書誤ナル一シ

○天山神社

兩社在

小城郡岩藏村

神主宮崎氏

祭神天御中主命

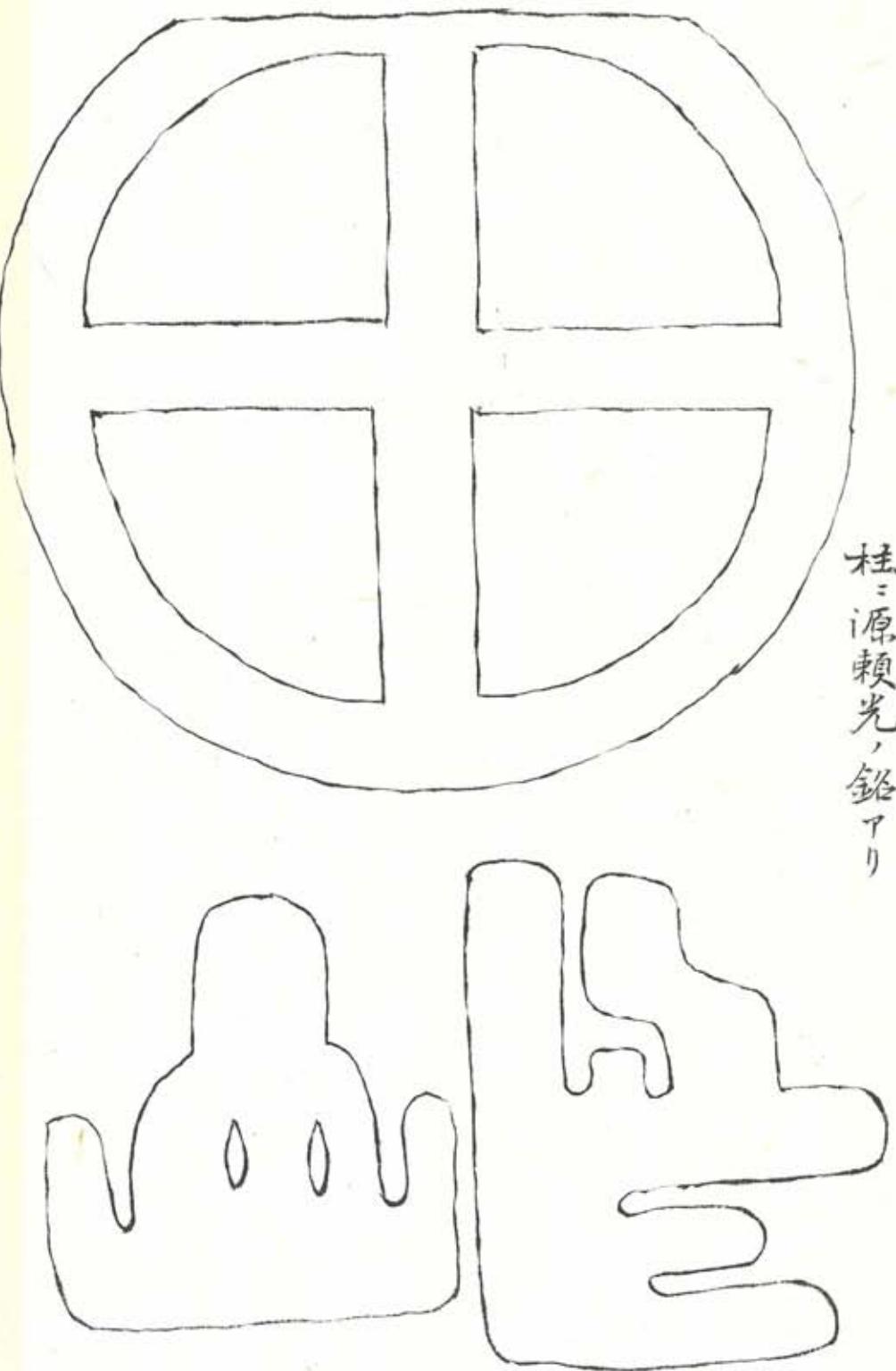
神社畧考曰在松浦郡小城郡トノ境天山嶽是也此山麓小城

岩藏村天山宮アリ

○三代實錄曰貞觀元年二月八日己丑授肥前國從五位下天山神從五位上仁和元年二月十日丙申授肥前國從五位上天山神正五位下祭神天御中主命

○田島大明神 壁島本社 鳥居額之文字 今此鳥居倒レ額エ文ヶ如左文字残ト

柱源頼光銘アリ



○玉葛内侍

此日跡ハ三之卷ニ出ツ

○別記曰鏡山の麓に在り源氏物語に玉かつゝ四才にて
此而へ下り廿二才にて早船に乗リ此而を去り一時
浮島と云ひたゞれども行方やいつく泊ヒ知する有なし

○鼓の瀧

千々賀村
山田村

此名根州有馬山同川近郡ニテにあり音高く聞ゆれ共狂歌あとハ有之和歌にハ聞すと
新鑄古寺音はよく鼓の瀧ゆけ寺えれハ只山川の瀧也有之此歌三ノ卷ニ出少違あり依て
是出

○鳴瀧

神田村

神田村飯田觀音より半里程上の方にあり

○鏡瀧

鏡村

惠日寺の境内にあり

○玉島川

此旧跡三卷二出

極りゝ事や先社へへかけ汚き、玉ひ山川の水のうみに

宝家

○鎮西八郎為朝塔

唐房村

為朝の古跡而々有之三吳三出爰ニ亦琉球國主近ノ系図を出す

○為朝

往鎮西号鎮西八郎大精兵才一健久大夫猛將也

保元乱朝敵分散之後不知行方隱居江州山寺治承元九月三日為佐渡兵工尉重定被橘捕仍同月八日進京都被渡上下陣了其後仰義朝被左右肩被伊豆太島後掠領近島七八ヶ攸後入鬼島云云下畧

○義宗

上西門院判官代

○義直

同判官

○義益

太郎

シホシリニノス

○實仁

上西門院藏人
市部氏祖

○義仁

塙尾左工門尉
藏人三郎

○義房

○為賴

号島冠者西系在
猶此事有疑可尋

○慶桑

伊豆守シホシリ慶乘
三十卷ノ系図 伊豆公

○為家

大島太郎

○為通

ミホシリニ作大島ニ良

○朝宗

ミホシリニ作大島七郎
三十卷ノ系図 为朝子

○右載十四卷之大系図

○女子

○義季

△右載源平系図

○太郎丸

次郎丸

○為宗

島太郎

大島太郎萬家兒子

為直

大島七郎此朝宗子歟
附于朝宗末而在解行

右載于天塹塙尻

僧某八大島阿孫院寺住持有子孫今不詳
五世孫号曾加入道丁子称若兔

又右本开海東記

義兼足利陸奥判官義康養子
上塔介從四位下京都將軍祖

某號西腹於泥後國山門出生
西原祖

○右本于難太平記

某號東原誕生地同右
東原祖

○右古老所傳姑存藁

尊敦琉球國中興主舜天王
母大里接司妹

舜馬順繼琉球國主

義本

琉球國主

○右出于中山世贊、岡及中山世譜

是迄弓張月ノ拔翠ナリ

○寺院

橘浦古事記二出

人皇九支代光明院御宇

一好信院西坊

貞元元乙酉年
同百代後古松院御宇

一好政院觀音寺

應永四丁丑年

一好度院天中坊

永享九年己卯年

一大昌院度久寺

永正元甲子年

一円應寺

永享十二乙未年

一圓通寺

天文五年寅年

二百石

二百石

二百石

二百石

二百石

右七ヶ寺城下に在り

一瑞巖寺

徳居村ニ在
人皇十四代鳥羽院御宇

一永久寺

神村濱崎松原ニ在
永久三乙未年

一松源寺

久田五郎建立

一持南寺

拾五石

右三ヶ寺同ニ在リ

一淨正寺

神田村ニ在百万遍

一願成寺

拾五石
四十石

佐志村ニ在

佐志將監建立

一迎久寺

右ニテ寺同ニ在リ

一得昌寺

佐志村ニ在

一建福寺阿休坊

大川野村ニ在

一金臺寺

牟田郡村ニ在

一醫王寺

黒岩村ニ在
人皇十四代後土御門院御宇

一某山甘木寺

千々賀村ニ在
文明九丁酉年

六百五十石
二百石
三百石
田敷五十町附

右寺ハ知行寺也

一長迎寺

天台宗 素家代々ノ寺

五十石

一東迎廟

俱舍宗 小松氏建立

三十石

一裁松寺

法相宗

右同人建立

三十石

右三ヶ寺合力寺

所々村々町々ニ在

法頭 度覺坊

二人

一諸寺五十四ヶ寺

所々村々町々ニ在

法頭 本西坊 二人

一山伏三十二軒

所々村々町々ニ在

法頭 度覺坊 二人

一社人二十五軒

六百五十石

○ 沢多家掲書之内 松浦古事記三出

一此度觸出状之趣近頃ハ武士の風俗別而惡敷相成利法
劍云三字不用面々我慢ニ而權威を振ふる信を志候事
侍之不成本意候急度可相慎事

一変作之節百姓町家之者共其家々相應に合力有之且又
不自愛之輩ト其家株ニ相離候間其組合より可被致吟

味候事

一近頃寺僧之面々別而出家ニ不似不如法ニ而以之外不
届咸事ニ而候出家ハ其寺之寺役中一にて慈悲善言可
用候此上不如法無之様急度相警可被申候

一大小官合一百貳拾四所 天文四乙未年四月

白用好

一大小諸寺院甲乙諸司無官有官村々院々近急度相慎可

自用好

被申候

此文面ハ波多侯在位ノ節控書之内書抜也ノ一ノ有之

48586
0796
15
16=7



